

南アルプス市職員子育て支援プラン（R2～R6）の策定について

■ 経緯

- ・平成26年4月に次世代育成支援対策推進法の10年間の延長し、新たな認定（特例認定）制度の創設等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成対策推進法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、特定事業主行動計画を策定することとされた。
- ・平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、平成28年4月から特定事業主行動計画を策定することとされた。（平成28年度から平成37年度まで10年間の時限立法）
- ・令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする南アルプス市職員子育て支援プランを策定することとした。

■ 策定方針

- ・計画は、前期計画（H27～H31）を基本とし、見直しを行い策定した。

■ 数値目標 ※目標年次：令和6年度（女性の職業生活における活躍の推進の項目と共通）

●産前産後における出産・育児にかかる休暇を男性職員が5日以上取得する割合 15%

※休暇の種類：配偶者出産休暇（2日）、育児参加休暇（5日）

※取得期間：産前6週間～産後8週間 計14週間

●育児休業を取得する男性職員の割合10%、女性職員の割合100%

●令和6年の職員一人あたり年次有給休暇取得日数 11日

●時間外勤務時間数の上限の徹底 年間360時間

■ 次世代育成支援対策に関する対策

- 1 子育てバリアフリー
- 2 子ども・子育て職員に関する地域貢献運動
- 3 子どもを交通事故から守る活動
- 4 安心して子どもを育てられる環境の整備

■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する対策

- 1 本市における女性職員の採用
- 2 平均した勤続年数の男女の差
- 3 本市における女性登用の状況

■ 公表

- ・前年度の取組状況や目標に対する実績等についてホームページへの掲載により公表